

2024年12月16日

お客さま 各位

東奥信用金庫

## 「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応について

平素は東奥信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫では、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでいる「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応として、下記の通り取組を行うことといたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 当座預金の新規口座開設の受付停止

当座預金（専用約束手形口（マル専）も含みます。）の新規口座開設の受付を停止します。実施日以降は、決済用普通預金等をご利用いただきますようお願いいたします。

なお、既に当座預金をご利用中のお客さまは、引き続きご利用いただけます。

#### 2. 令和9年4月以降を期日または振出日とする手形・小切手の代金取立ての受付停止

該当する手形または小切手をお持ちのお客さまにつきましては、お取引店までご相談いただきますようお願いいたします。

#### 3. 払戻請求書により当座預金出金の取扱いの開始

当金庫所定の払戻請求書による払出しの取扱いを開始いたします。ただし、小切手と同様に口座開設店でのお取引に限ります。

なお、小切手での払戻しにつきましても引き続きご利用いただけます。

#### 4. 実施日

令和7年4月1日（火）

以 上